



札幌市告示第682号

東北地方太平洋沖地震による被災納税者に対する市税の申告等の期限を延長する  
ので、下記のとおり告示する。

平成23年3月25日

札幌市長 上田文雄



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有するものに係るもので、その期限が平成23年3月11日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

青森県

岩手県

宮城县

福島県

茨城县